

令和7年度 新利根中学校部活動方針

稲敷市立新利根中学校

1 部活動の意義

- (1) 教育活動の一環として、生徒の自主性と個性を伸ばし生徒の健全育成に役立てる。
- (2) 部活動は生徒が生き甲斐を感じ自由に選んで出来る活動である。
- (3) 余暇の善用をはかり、生活に潤いを与える。
- (4) 体力、忍耐力、協調心を養うことができる。
- (5) 自己の個性や能力を発見し、伸ばすことができる。
- (6) 生徒相互の切磋琢磨するよい機会である。
- (7) 自主的、自発的に行動する態度や習慣及び責任感を養うことができる。
- (8) 校則や集団の決まりを守り、所属感や連帯感を身に付けることができる。
- (9) 自発的に希望する生徒が参加し、心身の鍛錬をはかるとともに、高い技術の向上を目指す活動である。

※ 本校で大切にしていきたいことやおさえておきたいのは、特に(7)と(8)である。
各種目のルールやマナーを守ることを通して、法律、校則等のきまりを守る大切さを学び、実践していく心を育てたい。

2 活動規定

- (1) ① 顧問(顧問の代理となる教職員も含む)が不在の場合は、練習および練習試合、大会への参加はできない。
② 複数顧問制により、顧問は交代で指導する。
1日ごとに交代/平日前・後半で交代/部活動指導員活用
- (2) 生徒への指導については、顧問、本校の教職員、認定外部コーチ、吹奏楽に限っては学校長が認める指導者とする。
※ 吹奏楽については、外部コーチの資格制度がないために、学校長の判断とする。ただし、素行が思わしくない者、問題行動があった者は、学校教育の観点から認めない。
- (3) 生徒は、顧問および外部コーチと共に、方針や練習計画に従い活動する。また、年間計画・活動実績を保護者会、HPにて報告する。学校教育の範囲内であることから、校則に従い活動をする。

※ 毎月の練習計画を1部教務主任及び部活動の顧問会主任に提出する。

(4) 稲敷市の活動方針からの申し合わせ事項

- ① 平日の練習時間は2時間 ※短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ② 休日の練習時間は3時間 ※午前は12時・午後は4時終了とする。
- ③ 週2日以上以上の休養日の設定(原則として月曜日のほかに、土、日練習のどちらかを休養日とする)
- ④ 土、日に試合等の活動の場合、休日に休養日を必ず設けることとする。
- ⑤ 部活動が参加する大会等の数の上限を1ヶ月あたり1大会程度とする。

(5) 活動時間

① 授業日

ア 朝練習は、原則として行わない。

イ 放課後は、「帰りの会」終了後から完全下校の15分前とする。完全下校時刻には校門を出ることとする。(本校での完全下校時刻は、月によって異なるが一番遅い時刻で17:30)

② 休日

ア 通常練習での活動時間は、8時から完全下校時刻の時間内とする。

- ・ 開始時間を8時より前にする場合は、学校長の許可を得て、理由を保護者に伝えること。
- ・ 練習試合および大会での早朝の出発時刻は、これに該当しない。
- ・ 練習試合および大会からの帰校時刻が完全下校時刻を過ぎる場合は、これに該当しない。

イ 練習試合および大会については、時間の規定を定めないが、前もって保護者と生徒に文書で計画を伝えること。

ウ 長期休業中は、基本的に午前か午後の練習とする。特に、夏期休業中に関しては、生徒の健康上の配慮から、これを厳守すること。1週間以上の休養期間(オフシーズン)を設ける。

※「夏季休業期間中の上限:20日程度」

※ 夏季休業期間中 8月12日~8月15日、(8/11 山の日)

※ 冬季休業期間中 12月26日~1月5日、長期休養期間とする。

※ 長期休業中の土・日の活動は原則中止とする。ただし、活動が必要だと判断する場合には、学校長に相談の上、代替えの休業日を設置する。

※ 大型連休等、連休が続く場合は半分程度は休日とする。例(3連休は1日休み等)

※ 天候上の問題や学校行事等の事情で活動時間の変更や中止になる場合がある。

③ 申し合わせ事項

ア 顧問の不在や練習等に参加できない場合には、活動は中止とする。

(行事等で手薄になる場合には、教務主任に相談する等、お互いに声を掛け合うようにする)

※各活動場所で、顧問が不在となることがないようにする。

3 活動停止について

(1) 定期テスト前は、3日前から活動を停止する。

(2) 学校行事や特別活動(生徒会関係、学年・学級関係)と重なる場合は、それを優先する。

4 入退部について

(1) 入部の手続きは、所定の用紙に必要事項を記入し、担任と相談の上、顧問に提出をする。学級担任と顧問は、密に連絡をとりあう。

(2) 新1年生については、入学後、体験入部期間を経たからの手続きとする。

(3) 退部については、学級担任及び顧問と相談の上、所定の用紙に必要事項を記入し、退部の手続きをとる。その際、学級担任又は顧問は、退部届を渡す前に保護者と連絡をとる。

5 部室の使用について

(1) 使用時間は、部活動の活動時間帯のみとする。

(2) 鍵は、職員室に保管すること。(顧問が責任をもって管理)

(3) 部室内は、整理整頓をしておくこと。落書き、ラベル貼り等はしてはならない。

(4) 部室の中での飲食、破損行為はしてはならない。(昼食は可)

※ これらのことが守れない場合は、使用を停止する。

6 身なりについて

(1) 活動内容に応じた身なりで活動する。私服や運動靴以外での登校はしない。

(2) Tシャツについては、学校指定運動着を基本とし、校則どおりTシャツを中に入れること。

※ 活動において学校指定の運動着以外のTシャツの着用も認める。ただし、チームや部活動で揃えたもの、各協会を通して購入したものとする。

※ 休日の登下校、平日の下校に関しては、各部の服装でも可とする。

7 感染症対策について

(1) リーバーなどを用いた日常的な検温や体調管理など、健康観察の励行を強化し、発熱等の症状がある生徒等は、活動への参加を控えるよう周知徹底を図る。

(2) 土日の部活動へ参加する際には、リーダーに体温等を記入するよう指導する。

8 その他

(1) 部活動を欠席する時は、必ず顧問に連絡をすること。

(2) 生徒が、部活動をよりよい方向にもっていくために、自らミーティングを行うことは素晴らしいことである。その時は、顧問の許可・承認を受けること。勝手に行き、決まりごとなどを決定してはならない。

(3) 健康、安全を最優先して活動する。

① 体調不良の場合は、無理をせずに休むこと。

特に、暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わない。

② 体調が悪くなった時は、直ちに活動を止め、顧問に連絡すること。

③ 極度の体調不良や応急処置ができない怪我をした時には、すぐに職員室に連絡をとる。休日の練習の時には、すぐに保護者に連絡をとり、医療機関で対処する。

④ 顧問は、生徒が体調不良を訴えたり、怪我をしたりした時は、すぐに保護者に連絡する。

⑤ 体調が悪く保健室を利用した場合は、放課後の部活動には参加せず、下校するか見学をする。